

## 推進計画策定に当たっての考え方

北海道開発局においては、平成21年から毎年度、コンプライアンス推進計画を策定し、入札談合事案やその後の不祥事等の対策に取り組んできたところであるが、令和3年には土別道路事案、令和4年には釧路道路事案が発生したことを受け、これに対する対策を講じてきたところである。

しかしながら、今年度においても、過去に再発防止策として定めたルールに違反し不適正な事務処理を行った事案が発生した。

当局に求められる社会的使命は、法令を遵守し、公平・公正であることを基本として、北海道総合開発計画の推進を通じ、人々の暮らしや経済社会等を支える基盤を創り出すことであり、高い使命感を持って職務に当たることが求められている。

このため、令和7年度においてはコンプライアンスの取組の原点に立ち返り、全ての職員が当局の社会的使命を自覚し、コンプライアンスを我が事として捉え、過去の不祥事を契機として定められたルールや自らの業務の基本となる法令、規則、ルールを改めて確認し、正しい理解に基づいて職務を遂行することを旨として、各種の取組を一層進めることとする。

### I 職務遂行に当たっての基本の再確認

全職員が取り組むべき  
基本的事項

#### 1 法令・服務規律等の理解と実践

- (1) 担当業務の根拠となる法令等を正しく理解した上での職務遂行
- (2) 発注事務に係る法令の遵守及び綱紀保持の徹底
- (3) 服務規律の確保・倫理の保持

#### 2 適正な文書管理及び情報管理の徹底

- (1) 行政文書管理の徹底
- (2) 情報セキュリティ対策の徹底
- (3) 個人情報保護の徹底

### II コンプライアンスを組織に定着させるための取組

具体的な取組内容

#### 1 職員の意識・能力の向上

- (1) コンプライアンス宣言等
- (2) 職場内ミーティング
- (3) 研修・e-ラーニング等
- (4) リスクマネジメント

#### 2 管理職員のマネジメント力向上

- (1) 管理職員向けのマネジメント研修等
- (2) 事務所長等に対する取組
- (3) 管理職員に対する支援の充実
- (4) 早期報告ルールの徹底

#### 3 健全な職場環境づくり

- (1) 相談しやすい職場環境づくり
- (2) ハラスメントの防止
- (3) 職員の意識高揚

#### 4 コンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用

- (1) 通報・相談窓口の周知
- (2) 通報・相談窓口の適正な運用

### III 推進体制等

計画策定後の  
フォローアップ体制

・「北海道開発局コンプライアンス推進本部」（以下「本局推進本部」）及び「開発建設部コンプライアンス推進本部」（以下「開建推進本部」）を中心に、コンプライアンスに係る取組の推進に当たる。

・本局推進本部は、開建推進本部長を参画させ、開発建設部の取組状況について報告を受けることとする。

・本局推進本部は、毎月、推進本部の内容を国土交通本省に報告する。

・年度末には、1年間の取組状況等について北海道開発局コンプライアンス第三者委員会に報告し、御意見等を取組の推進に反映させる。

・北海道開発局監査規則等に基づき行われる内部監査の結果を受け、必要な改善措置を講じる。